



進取の気風

～事務所移転とウェブサイト刷新を迎えて～

四半世紀を過ぎた事務所から新しい事務所に移って2か月余りが経ちました。大きな決断でしたが、経営理念である「信頼と安心」のさらなる実現に向けて前進していこう、と身の引き締まる思いです。今回は、事務所の移転を機に一新したウェブサイトの

内容に沿って、今の思いをお伝えします。

【トップ（安心感を皆様には）】

冒頭の挨拶文には、下の文章を載せました。

「私たちは、いろいろな法律や制度の下で生活しています。税制もその一つで、会社経営

者や個人の生活も税制に大きな影響を受けます。（中略）私たちは、皆様が安心して経営や財産管理にかかわっていただけるように税務や会計のホームドクターとして、皆様の相談に取り組んでまいりたいと思います。」創業からの変わらぬ思いです。

【業務内容】

それぞれのアイコンをクリックすると、詳しい業務内容がわかります。どれも自信をもってお引き受けできる業務をご紹介します。

決して大きな所帯ではありませんが、創業から半世紀超の歴史の中で、多様な業務を経験してきました。税務・会計でお困りの方がいらっしゃいましたら、ぜひご紹介ください。

【ストーリー】

「沿革」「ルーツ、シンボルマーク」「経営理念・行動指針」「多様な業務へ挑戦」という形にまとめました。振り返れば、積み重ねた年月は、たしかに理想の税理士法人に向かって登っていたんだ、と実感しています。

【事務所通信】

今回で第35号になるWAY。毎号オリジナルの内容ですが、「楽しみに読んでいるよ」とありがたいお声をかけていただくこともあり、励みになって

います。これまでにお届けした情報もご覧いただけるように、バックナンバーをご用意しました。

【お問い合わせ】

相談業務は、あらかじめご予約いただいてからのご来所をお願いしています。事前に相談内容を確認しておくことで、

- ・よりその分野に精通した税理士が対応したい
- ・効率的で判断間違いのないよう、予測できる税制を予習したい
- ・お越しいただく際、課題解決のために確認したい資料をご持参いただきたい

というのがその理由です。

相談料は30分税込5500円です。決してお安くはありませんが、そのぶんお客様にご満足いただける、質の高いサービスを提供できるよう努めて参ります。

ご予約なしでお越しいただいたお客様にも、その場では

予約のための受付票をご記入いただくにとどめ、後ほど担当からご連絡とさせていただきます。どうぞご理解ください。

【終わりに】

事務所もウェブサイトも刷新しましたが、新しい物事を積極的に取り入れつつも、理念や精神は変わらずに大切にしながら精進していく所存です。これからもよろしく願います。

=====

検索ワード

「山口浜屋税理士法人」

URL : <https://yh.z.or.jp>

【謝辞】

開所にあたりお花をくださった皆様、ありがとうございました。事務所が明るく華やかになりました。

職員の皆さん、転居の翌日からスムーズに仕事をはじめられたのは皆の頑張りのおかげです。感無量でした。

(浜屋 玲子)

確定申告のご案内

- 初めて当方人に依頼する方
 - 建物を建てた・買った方
 - 土地・建物を売却した方
- ⇒年内にお知らせください！

特に、初めてご依頼の方で1月以降にお申出の方は、業務の状況によりお引き受けできないことがあります。品質確保のため、ご理解とご協力をお願いいたします。

年末年始休業のご案内

当法人の年末年始の営業期間は以下の通りです。あらかじめご了承くださいませ。

2023						
SUNDAY	MONDAY	TUESDAY	WEDNESDAY	THURSDAY	FRIDAY	SATURDAY
26	27	28	29	30	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28 大掃除のみ	29 年末年始休業	30 年末年始休業
31	1	2 年末年始休業	3	4	5 平常営業	6

インボイス制度が開始されました

令和5年10月1日より消費税のインボイス制度が開始されました。今後は、消費税の仕入税額控除を受けるためには、帳簿のほか、売手から交付を受けた適格請求書等（以下、「インボイス」という）の保存が必要となります。

また、適格請求書発行事業者の登録をした事業者は、課

税事業者である買手の求めに応じ、必要事項を記載したインボイスを発行する義務があります。

なお、不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、インボイスに代えて、一定事項を省略した簡易インボイスを交付する

ことができます。

インボイスは、一の書類のみで全ての記載事項を満たす必要はなく、例えば、請求書と納品書など、相互の関連が明確な複数の書類全体で記載事項を満たしていれば、これら複数の書類を合わせて一のインボイスとすることが可能です。

インボイスの記載事項

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等※
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

※⑤の「税率ごとに区分した消費税額等」の端数処理は、一のインボイスにつき税率ごとに1回ずつとなります。
国税庁作成資料より抜粋

請求書

△△商事(株)
登録番号 T012345...

(株)〇〇御中 ← ⑥

11月分 131,200円 ① ××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
⋮	⋮	⋮
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

②

③

④

⑤

③ → * 軽減税率対象

インボイス制度における留意点をまとめました。期間限定の経過措置や、一定規模以下の事業者に限定される特例

など条件が異なりますので、今一度ご確認ください。

なお、簡易課税制度及び2割特例を適用される場合には

仕入税額控除の要件としてはインボイスの保存は求められません。

◆2割特例（小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置）

免税事業者が、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日に属する課税期間において、インボイス発行事業者となる場合には、納付税額を売上税額の2割とすることができます。

◆1万円未満の返還インボイスの交付免除義務（適用期限なし）

税込1万円未満の対価の返還等（値引、返品等）については、返還インボイスの交付義務が免除されます。

たとえば、買手から振込手数料を差し引いて代金が入金される場合には、振込手数料を対価の返還等とすることで返還インボイスが不要となります。

◆帳簿保存のみで仕入税額控除が認められる場合（適用期限なし）

次の取引については、インボイスの交付を受けることが困難であることから、一定事項を記載した帳簿を保存することで、仕入税額控除が認められます。

- ①3万円未満の公共交通機関（バス、鉄道、船舶）の運賃 ※タクシー、航空券は対象外
- ②3万円未満の自動販売機・自動サービス機による商品の販売等（自動販売機による飲料品の販売、コインロッカー、A T Mによる振込・入出金サービス等）
- ③郵便切手を対価とする郵便サービス（郵便ポストに差し出されるものに限る）
- ④従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等（出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当）※会社の口座で一括決済する法人カードによる出張旅費等の支出は対象外
- ⑤簡易インボイスの記載事項（取引年月日以外）を満たす入場券等が使用の際に回収される取引
- ⑥その他、古物・質物等を棚卸資産として取得する取引のうち一定のもの

◆少額特例（一定規模以下の事業者に係る税額控除に関する経過措置）

令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に行う課税仕入れについて、その金額が税込1万円未満であるものについては、一定事項を記載した帳簿のみを保存することで、インボイスが無くても仕入税額控除が認められます。

対象となる事業者：基準期間（※1）の課税売上高が1億円以下又は特定期間（※2）の課税売上高が5,000万円以下の事業者

※1 原則として、個人事業者は前々年、法人は前々事業年度

※2 原則として、個人事業者は前年の1月1日から6月30日までの期間、法人は前事業年度開始の日以後6月の期間

なお、1万円未満の単位判定は、課税仕入れにかかる1商品ごとの金額により判定するのではなく、一回の取引の課税仕入れに係る金額（税込み）が1万円未満かどうかにより判定します。

法人案内

法人名 山口浜屋税理士法人
 所在地 東京都日野市豊田4-35-6 アトラス豊田201
 代表社員 浜屋 浩 浜屋 玲子
 税理士 川越 国広 佐々木 安久 牧 麻美
 営業時間 午前9時から午後5時
 定休日 土・日・祝日
 アクセス JR中央線豊田駅南口より徒歩1分

お電話でのお問い合わせは

042-586-9050

☆お気軽にご連絡ください☆



WEBサイト
yhz.or.jp



Eメール
info@yhz.ecnet.jp

